

非農耕地用除草剤の評価

今年6月、いわゆる非農耕地用除草剤についても、安全性確保の上から、農林水産省に登録するようにとの同省の指導があって、現在、登録事務が進められている。

非農耕地用除草剤といえば、空地の雑草に散布するというので、一般には散布区域の雑草を枯死させ、草が生えないようにすればよいと思われるがちである。しかし、裸地化するということは、表土の流亡その他、非常に問題が多い。実際にも裸地化が必要な個所は、鉄道線路内・グラウンド・建設用地などに限られ、畦畔・堤防の法面・河川敷・公園内・その他一般の空地であっても、管理された草を残す必要のある場所の方が、却って多いといえる。農耕地では雑草を枯殺しなければならないが、逆に非農耕地では雑草を残す必要がある。田畑は“草取り”であるが、畦畔は“草刈り”である。草刈り場面で使用する除草剤は、必要な雑草を残す薬剤でなければならない。

従って、これらの草刈り場面で使用される非農耕地用除草剤の開発に当たっての評価は、従来の除草効果による評価基準で測ることは無理になる。例えば、草丈の低い多年生のイネ科雑草に効かない薬剤が却って有効であり、根の生育を助長し、一方、地上部を抑制して芝生状に地表面を覆わせるような作用をもつ薬剤が好ましいと評価されるなど、新たな調査方法による評価基準の設定が必要になってくるのではないだろうか。この点では先行している果樹の下草除草剤、林業除草剤、芝の生育調節剤などとの関連も考慮の上、基準を決めて行くべきであろう。

〔財団法人 日本植物調節剤研究協会 常務理事 吉田孝二〕

目 次 (第16巻第9号)

ネナシカズラ類の寄生様式について……2

＜名古屋大学農学部 前田英三＞

1. 発 芽……………2
2. 寄 生……………2
3. 吸器形成と植物ホルモン……………3
4. 寄 生 様 式……………3
5. 寄生による物質吸収など……………4
6. お わ り に……………5

イヌスギナの生態と防除……………6

＜埼玉県農業試験場 渡辺耕造＞

1. は じ め に……………6
2. 自生地の立地条件と発生状況……………7
3. イヌスギナの生態……………8
4. 作付体系と耕種法による防除……………9
5. 除草剤による防除……………10
6. 耕起による防除……………11
7. ま と め……………12
8. 適 応 技 術……………12

ナイゼリアにおける水稻作の除草……………13

＜日本植物調節剤研究協会 仮谷 桂＞

昭和56年度非農耕地用除草剤試験成績概要……………14

昭和56年度常緑果樹関係生育調節剤試験の一部判定保留分についての判定結果について……………20

除草剤使用面積一覧表……………21